

特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第3項の規定により特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり公示する。

令和8年5月29日

名 称	延岡地域づくり協同組合
住 所	宮崎県延岡市上三輪町3401番地5
代表者の氏名	江原 太郎
事務所の名称	延岡地域づくり協同組合
事務所の所在地	宮崎県延岡市上三輪町3401番地5
地 区	宮崎県延岡市のうち、東臼杵郡の旧南方村（上南方地域に限る。）、旧南浦村、旧北方町、旧北浦町及び北川町
事 業	(1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための移住支援事業の企画・実施 (3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (4) 前各号の事業に附帯する事業
有効期間満了の日	令和18年5月28日